

公布された規則のあらまし

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第4号）

- 1 水質汚濁防止法施行令が改正されたことに伴い、汚水等を排出する特定施設における有害物質を改めることとした。（第4条関係）
- 2 排水基準を定める省令等が改正されたことに伴い、汚水等を排出する特定施設における有害物質等に係る規制基準を改めることとした。
（別表第3関係）
- 3 水質汚濁防止法施行規則が改正されたことに伴い、地下水の水質浄化に係る基準を改めることとした。（別表第9関係）
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。